


子育て世帯への臨時特別給付金（拡充分）

広報いわみざわ1月号でお知らせした子育て世帯への臨時特別給付金について、市は、国の給付対象外の方へも支給します。

対 象	次のいずれかに該当する、国の「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金。または転入前自治体から同様の独自給付を受けられない方 ※令和3年10月1日以降に市外へ転出した方は対象外です。 ①18歳以下の児童を養育しており、所得制限により国の給付金を受け取ることができない ②令和4年3月31日(木)までの転入者で、令和3年10月分以降の児童手当（特例給付）の支給対象児童を養育している ③国の給付金の基準日（令和3年9月30日）以降に離婚などを行っている場合で、18歳以下の児童を養育しているが国の給付金を受け取ることができない ④令和3年9月1日から令和4年3月31日の間に生まれた新生児で、児童手当（特例給付）の支給対象となる児童を養育している ⑤令和4年4月1日に生まれた新生児で、児童手当の支給対象となる児童を養育している	
		
支 給 額	児童1人につき10万円	
支給方法など	①に該当する方	②から⑤のいずれかに該当する方
	1月28日(金)に児童手当の受給口座に支給	申請が必要です。対象者には2月以降申請書を郵送します
問 合 先	福祉課児童福祉グループ ☎ 35-4118	

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免

手続きや減免額など、詳しくはお問い合わせください。

対 象	新型コロナウイルス感染症により、次のいずれかに該当する世帯 ●主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷を負った ●令和2年と令和3年を比較して、主たる生計維持者の事業収入などが3割以上減少し、一定の要件を満たす
対 象 保 険 料	令和3年度分で、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに納期限が設定されている保険料
申 請 期 限	令和4年3月31日(木) (郵送の場合必着)
申 請 ・ 問 合 先	〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料は医療年金課保険料収納係 (☎ 35-4202)、介護保険料は高齢介護課介護保険グループ (☎ 35-4138)

各種給付金や保険料減免など、手続き漏れはありませんか？詳しくは各担当窓口にお問い合わせください



偏見や差別をなくしましょう！

新型コロナウイルスは誰もが感染する可能性があります。感染された方、そのご家族、医療や介護従事者の皆さんがいわれのない偏見や差別、心ない誹謗中傷やいじめなどにより心を痛め、傷つき、悲しんでいます。

困ったときは、1人で悩まず相談してください

新型コロナウイルス人権相談窓口

011-206-0497

受付時間 平日午前9時から午後5時
Eメール cov.jinken@pref.hokkaido.lg.jp

北海道の
ホームページ



相手の気持ちになって、偏見や差別、誹謗中傷、いじめをなくしましょう！

3回目のワクチン接種

問合先 新型コロナウイルスワクチン接種対策部（4西3であえーる岩見沢4階） ☎ 35-7515

3回目の新型コロナウイルスワクチン接種は、2回目接種から原則8カ月以上経過した18歳以上の方を対象としていましたが、65歳以上の方は、2回目接種の7カ月後から接種可能になり、3月以降はさらに前倒しの方針が国から示されました。該当者には、3回目の接種可能時期をめぐりに接種券を順次発送します。
※ワクチンの供給状況などによっては遅れることがあります。

コールセンターかインターネットでのみ予約できます

岩見沢市ワクチン接種
コールセンター

0120-770-048
(フリーダイヤル)

受付時間 午前8時～午後8時

岩見沢市ワクチン接種
インターネット予約フォーム

1・2回目と予約サイト
が変わりました

24時間受け付け



新型コロナ
負に
負けない



接種の予約は
3回目の接種券が
届いてから！

1月19日現在の情報
です。最新の情報は市
ホームページをご確認
ください



コールセンターの電話番号と予約サイトのURLが変わったのでご注意ください



時期によって使用するワクチンのメーカーが異なります。予約の際に必ず確認してください

住民税非課税世帯などへの臨時特別給付金

国は、住民税非課税世帯や家計が急変した世帯に対する支援として、臨時特別給付金を支給します。

区 分	住民税非課税世帯	家計急変世帯
対 象	令和3年12月10日現在、岩見沢市に住民票があり、世帯員全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税の世帯	新型コロナウイルスの影響で家計が急変し、世帯員全員の年収見込額が住民税均等割非課税水準以下となった世帯
支 給 額	1世帯につき10万円	
申 請 方 法	令和3年1月1日以前から世帯全員の住民票が岩見沢市にある	申請書、収入（所得）見込額の申立書、本人確認書類（運転免許証や健康保険証など）と振込口座の通帳のコピー、世帯員全員の収入額が確認できる書類、令和3年12月10日以降に複数回転居した方は戸籍の附表のコピーを持参または郵送してください。申請書は、市役所本庁、北村・栗沢両支所、幌向・朝日・美流渡・有明交流プラザの各サービスセンター、岩見沢市生活サポートセンターりんとくで配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。返信用封筒が必要な場合はお問い合わせください
	1月下旬に確認書を送付しています。必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください ※受け取り口座を新たに指定する場合は、本人確認書類（運転免許証や健康保険証など）と振込口座の通帳のコピーを添付してください。	次のいずれかに該当する世帯に申請書を送付します。住民税非課税世帯に該当する場合は、申請書、本人確認書類（運転免許証や健康保険証など）と振込口座の通帳のコピー、転入した方の非課税証明書を同封の返信用封筒で返送してください ●世帯員全員が岩見沢市に転入した世帯 ●岩見沢市に転入した方以外で世帯員全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税の世帯
申 請 ・ 問 合 先	〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号 臨時特別給付金担当 ☎ 35-4047	

